

最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質検査

放流水

採水地点:室蘭市神代町126-1他 最終処分場水処理棟放流口

◎毎月検査

実施月	pH	BOD	COD	SS	大腸菌群数
	5.8以上8.6以下	60mg/ℓ以下	※(90mg/ℓ以下)	60mg/ℓ以下	(3,000個/cm ³)以下
4月	6.1~6.2	0.9	6.7	4.4	0
5月	6.7~6.9	0.5	27.3	6.2	0
6月	6.6~7.0	1.0	13.0	5.6	0
7月	6.7~7.1	1.5	115.0	17.0	0
8月	6.2~7.6	0.2	110.0	15.0	0
9月	6.1~6.6	0.4	47.0	14.0	0
10月	6.1~6.9	0.6	60.0	20.0	0
11月	6.8	0.7	30.0	19.0	0
12月	6.5~6.9	1.2	37.0	9.0	0
1月	6.0~6.5	0.7	30.0	11.0	0
2月	6.9~7.1	0.6	47.0	16.0	0
3月	6.3~6.5	0.4	18.0	4.0	0

※当処分場では、CODについて最終処分場に係る技術上の基準は適用されませんが、参考値として記載しております。

◎年1回検査

採水年月日:平成28年10月20日

放流水の水質検査	基準	検査結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1ℓにつき0.005mg以下	<0.0005
カドミウム及びその化合物	1ℓにつき0.1mg以下	<0.003
鉛及びその化合物	1ℓにつき0.1mg以下	<0.01
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	1ℓにつき1mg以下	<0.1
六価クロム化合物	1ℓにつき0.5mg以下	<0.05
砒素及びその化合物	1ℓにつき0.1mg以下	<0.01
シアン化合物	1ℓにつき1mg以下	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	1ℓにつき0.003mg以下	<0.0003
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.3mg以下	<0.01
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg以下	<0.01
ジクロロメタン	1ℓにつき0.2mg以下	<0.02
四塩化炭素	1ℓにつき0.02mg以下	<0.002
1・2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.04mg以下	<0.004
1・1-ジクロロエチレン	1ℓにつき1mg以下	<0.1
シス-1・2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.4mg以下	<0.04
1・1・1-トリクロロエタン	1ℓにつき3mg以下	<0.3
1・1・2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.06mg以下	<0.006
1・3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.02mg以下	<0.002
チウラム	1ℓにつき0.06mg以下	<0.006
シマジン	1ℓにつき0.03mg以下	<0.003
チオベンカルブ	1ℓにつき0.2mg以下	<0.02
ベンゼン	1ℓにつき0.1mg以下	<0.01
セレン及びその化合物	1ℓにつき0.1mg以下	<0.01
ほう素及びその化合物	1ℓにつき50mg以下	<1
ふつ素及びその化合物	1ℓにつき15mg以下	<1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつき合計200mg以下	54
フェノール類含有量	1ℓにつき5mg以下	<0.5
銅含有量	1ℓにつき3mg以下	<0.3
亜鉛含有量	1ℓにつき2mg以下	<0.2
溶解性鉄含有量	1ℓにつき10mg以下	<1
溶解性マンガン含有量	1ℓにつき10mg以下	2
クロム含有量	1ℓにつき2mg以下	<0.2
窒素含有量	1ℓにつき120mg以下	83
燐含有量	1ℓにつき16mg以下	<1
1,4ジオキサン	1ℓにつき0.5mg以下	<0.05
ダイオキシン類	1ℓにつき10pg-TEQ	0.030

◎水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合

発生年月日	原因調査	措置年月日	措置の内容